

令和3年第2回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和3年2月3日(水) 午前10時08分～午前11時56分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、
四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

(開会 午前10時08分)

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和3年第2回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉桂一委員を指名します。よろしくお願います。

小泉委員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、2月3日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日2月3日の1日間とすることに決定いたしました。
日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。
日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に「令和3年1月教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が1月7日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

7日の各学校長との協議は人事関係のものです。8日にPTA会長さんとの情報交換会を実施しております。13日に定例の校長会を行っております。

14日ですが、今日の議案とも関係がありますが、部活動検討委員会設立準備会議を行っております。

15日のリース方式による公民館整備現場見学会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりましたが、その後19日に担当の方に来ていただいている説明していただきました。他県においては、学校を民間が建設してそれをリースしてもらって財政の平準化を図るといった事例もございます。本町においても学校施設の老朽化対策が大きなテーマとなっておりますので、その情報収集の一環であります。

19日には石井十次顕彰会の運営委員会が行われております。同じく19日ですが、新型コロナウイルス感染症ワクチン関係協議とありますのは、社会教育施設がワクチン接種場所の候補に挙げられていることについての協議であります。

20日には教科領域別部会の研究推進委員会が行われております。

21日ですが、東西中学校長と部活動再開について協議を行っております。現在のところ部活動及びスポーツ少年団活動は通常どおり行われております。現在の新型コロナ

川上教育長 ナウイルス感染症の発生状況を考えますと、部活動はともかくとして、スポーツ少年団活動に制限をかけるかどうかは今後のテーマになってくると思っております。

22日に町の新型コロナウイルス感染症対策会議が行われております。25日の中部教育事務所長来訪とありますのは人事関係でございます。

連協長との意見交換会を19日と26日の2回に分けて行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。今後どうするかまた検討したいと思っております。

27日は第8回目となります教科・領域別部会が行われました。教科・領域別部会の今後の予定はどうなっていますか。

教育対策監 はい。2月24日の全体会で最後となります。

川上教育長 2月24日の全体会をたかしんホールで開催予定としております。委員の皆様方にもご参加いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

28日には「なわのおび」賞の選考会が行われております。これもだいぶ定着化してきていると思っております。

29日の臨時校長会は、今日も話題にすることとしておりますが、学区制のことについて協議を行いました。

それから2日に第一生命保険様からの車椅子3台の寄贈がありました。美術館と歴史総合資料館、役場本庁舎で使用させていただく予定でございます。

以上が1月の教育長執務の報告でございます。何か質疑等ございますでしょうか。

特にないようですので、続いて2月の主な執務予定について説明させていただきます。資料にあるとおりでございますが、社会教育関係では明日4日に第1回公民館運営審議会及び第2回社会教育委員会議が行われることになっております。

教育総務課関係では12日に第3回の就学支援委員会を行うこととしております。この件に関係する議案を本日提案させていただく予定となっております。

それから15日が臨時議会となっております。内容は契約の同意案件でございます。

24日には先ほども申し上げました第9回教科・領域別部会が行われることになっております。2年目が終わろうとしております。

17日が美術館協議会ですが、美術館では本日まで高鍋町美術協会展が開催されております。13日からは、本日お手元に資料を配付しておりますが、童門冬二先生の執筆された秋月種茂公を題材とした小説が出版されることを記念して所縁のある美術品等の展示を行うこととなりました。委員の皆様方もぜひこの本をご購入いただければと思います。以上で終わりたいと思います。

川上教育長 それでは日程第5 議案第3号「高鍋町就学支援委員会規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは議案第3号「高鍋町就学支援委員会規則の一部改正について」提案理由を説明させていただきます。その前に、議案2枚目にごございます提案理由についてでございますが、一部訂正がございましたので、大変申し訳ございませんが、本日お配りしております配付資料の1ページにごございますものとの差し替えをお願いいたします。訂正箇所は下の方の④の部分でございます。それでは早速、議案の最後にあります新旧対照表に基づき説明させていただきます。

まず、題名の中にごございます「就学支援」という言葉を「教育支援」に改めます。平成24年に文科省より公表された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」

教育総務課長 の中では、市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時だけでなく、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当である。」という方向性が出されておりました。ただ、当時、宮崎県は、文科省が推奨していた「教育支援委員会」ではなく、「就学支援委員会」という名称に変更予定だったことから、本町においても、県に合わせる形で平成26年に「就学支援委員会」というに名称に改正したところがございます。しかしながら、その後の県の方でも「教育支援委員会」の文言を用いるようになっておりますので、今回、本町においても「教育支援委員会」という名称に改めるものでございます。

次に、第1条の「設置及び目的」の部分についてでございますが、現在は、「障がい児」という言葉を用いることがないこと、それから、教育支援委員会の在り方については、「単に就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言をする」よう国が方針を出しているため、その方針に合うように条文の改正を行っております。

具体的には、支援委員会の設置目的について、「障害を有する児童生徒に対する適正な就学支援を行う」というものから「心身に障がい又はその疑いのある者の就学先決定並びに教育上必要な配慮及び支援を行う」と改め、就学時だけではなく就学後も支援していくという内容に改めております。

次に、第2条「業務」のところでございますが、教育支援委員会の役割として、文科省通知の中では、就学時に行う就学先の調査審議だけでなく、就学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から教育支援委員会の機能拡充を図る必要がある」とされていることを受けまして、リード文を変更するとともに項目の整理を行っております。

1号では、障がいのある又はその疑いがある幼児、児童及び生徒の就学に関すること、2号は、就学後の継続的な支援に関すること、3号では、特別支援教育の推進に関すること、この部分は、改正前は、特別支援教育の「啓発」としておりましたが、さらに前向きな捉え方を強調するために「推進」という文言に改めております。4号は、2号と似ているのですが、この号は、既に就学している児童生徒や就学後に障がいの疑いが見つかった児童生徒についても同様に支援していくことについて規定しております。

それから、第3条・組織の部分の見直しも今回行っております。わかりやすいように項目立ての表現に改めております。

1号は、「識見を有する者」としております。各幼稚園、こども園との関わりがあり、未就学児の状況等を把握している方が会に参加することで、就学後の適切な支援の在り方についての助言をしてもらうことをねらいとしております。具体的には、臨床心理士の方や大学の先生などを想定しております。

2号は「医師」としております。改正前の規則では、「専門医」という表現を用いておりましたが、文科省が作成している「教育支援資料」の中においては、「専門医」という言葉は使われておらず、「就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討をおこなうこと」とされております。よって、医学の専門家として「医師」という表現に改めたところがございます。

3号は、「関係教育機関の職員」としておりまして、この部分が各学校の教職員とな

教育総務課長 ります。改正前の規則では、校長・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級の担任・通級指導教室の担任・養護教諭としておりまして、この方々が全員委員として会議に参加するとなると、人数も多くなりますし、一度に大勢の先生方が学校を離れることになるなどいろいろ支障がありましたので、少し精選したいという狙いがございます。

次に4号の「関係行政機関の職員」とありますのは、役場福祉課子ども支援係の職員や健康保険課健康づくりセンターの保健師を想定しております。

最後に5号ですが、1号から4号で規定している方以外で、教育長が必要と認めた方も委員として委嘱できるようにしております。

以上長くなりましたが、提案理由の説明とさせていただきます。本案についてご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川上教育長 はい。只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

若干私の方から補足いたしますと、議会の答弁等でも切れ目のない支援ということを我々はずっと申し上げているわけですが、ある意味では、特別支援教育は典型的な例ではないかなと考えているところでございます。特別支援教育の改善の一つの大元になる組織が「就学支援委員会」ですが、名称を「教育委支援委員会」と新たにしていさらなる充実を図るということでございます。

併せまして、スクールソーシャルワーカーにつきましても令和3年度からは勤務時間を倍増させる方向で現在準備を進めております。それから教科・領域別部会の中ではコグトレ・LD部会も立ち上げ効果的な特別支援への対応というものを考えているところでございます。

そのような一貫した切れ目のない支援体制を構築するための改正であるご理解いただくとありがたいと考えております。

ご質疑はないようですので承認について諮ってよろしいでしょうか。それでは、議案第3号「高鍋町就学支援委員会規則の一部改正について」はご承認いただけるでしょうか。

委員 はい。

川上教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6 議案第4号「高鍋町部活動検討委員会設置要綱の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは議案第4号「高鍋町部活動検討委員会設置要綱の一部改正について」、提案理由を説明させていただきます。

改正前の要綱につきましては、昨年3月の定例会に議案として提案させていただきました。既にご承認を得ているものでございます。

先月、検討委員会設立に向けた準備会議を行いました。この会議の中で意見を交換する中で、少し要綱を見直した方が良いと思われる部分がございますので、今回一部改正を行うこととなったものでございます。それでは、議案の2枚目の改正理由をご覧ください。

現在、本町では、「部活動指導員配置事業費補助金」を活用して東西中学校に部活動指導員を2名ずつ配置しておりますが、その補助を受けるためには、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整えるための計画」の策定並びに策定に向けた検討組織の設置することが条件とされております。

教育総務課長 そのようなことから、今回、本町の部活動検討委員会をこの計画策定のための検討組織として明確に位置付けるために、要綱の中の検討委員会の所掌事務の部分に本計画の策定という項目を追加することといたしました。

また、今後、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保するためには、地域のスポーツ団体との連携が必要となりますので、地域スポーツ振興に関する事務を担当する社会教育課の担当職員や必要と認められる者についても検討委員会のメンバーへ加えることができるように改めました。

さらに、改正前の要綱では、教育総務課長が委員長と規定されておりましたが、検討委員会の庶務も教育総務課が担任することとなっており、全てが教育総務課の中で完結してしまうような印象がありましたので、検討委員会をより開かれた組織とするため、委員長と副委員長は委員の互選によって決めることに改めるものでございます。

議案の3枚目の要綱改め文及び4枚目の新旧対照表につきましては、また後程ご確認いただければと思います。

それから、参考資料といたしまして、先日行われました設立準備会議の資料も配付資料の3ページから掲載しておりますので、こちらにつきましても後ほどお目通しいただければと思います。

この資料の中でも記載しているのですが、現在、国の方では、休日の部活動の段階的な地域への移行を令和5年度から全国的に展開するとしております。部活動検討委員会では、この実現に向けて協議し、計画を策定していくこととなりますが、教育総務課といたしましては、この検討会とは別にも社会教育課と連携して、持続可能な部活動の在り方、総合型スポーツクラブの活性化、教職員の負担軽減など様々な問題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。本案についてご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川上教育長 はい。只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

教育総務課長 少し補足させていただきます。現在検討委員会の委員の人选を学校の方へお願いしているところでございます。保護者代表委員はPTAの副会長さんに、部活動の外部指導者代表委員につきましては、東西中学校に配置しております部活動指導員の方に委員とさせていただく予定でございます。それから学校代表委員は、校長先生にお願いする予定でございます。

川上教育長 部活動に関しましては、文部科学省などが働き方改革の一環として取り上げられることが多いのですが、本町では、そのことだけにとどまらず、どうすれば子どもたちによりよいスポーツ環境を提供できるかということ、そのことによって心身の健全育成をどう図っていくということが大きな目的であると捉えております。

黒木委員 土日の部活動は外部指導者の方に任せるといような国の動きもあるようですが、こういったこともこの検討委員会の中で議論されるのですか。

教育総務課長 はい。主にそのことについて検討していただくことになると考えております。

川上教育長 補足しますと、部活動というのは世界的にみても変わった在り様ではありますが、意義がないわけではありません。学校の先生も部活動の指導に熱心な方もあれば不得手な方もおられます。本町では、単なる働き方改革だけでなく、現在、部活動の指導をされている方も含めて外部指導者として捉えられないかといった構想を持っております。学校から外部にという一方向だけではない形で何かできないかということも含め

- 川上教育長 て考えているところでもあります。ほかにも中体連との関係でありますとかいろいろな問題がございますが、学校現場の実態調査や中体連や競技団体との調整などといったことが今後検討事項となってくるのではないかと考えております。小泉委員の方から何かありますか。
- 小泉委員 いよいよこれからですね。
- 川上教育長 四角目委員、いかがでしょうか。
- 四角目委員 部活動を外部指導者に任せるということは、今後先生方は全く関わらなくなるということになっていくのですか。
- 教育総務課長 今のところ、国が進めようとしているのは土日の部活動に限って外部指導者にお願いしようとするものでございます。先生方が土日に普通の教科を教えることがないのと同様の考え方だということでございます。
- 川上教育長 ただ実態として、部活動の指導がしたくて教員となられた方も中にはおられますので、そんなに単純な話ではないとは思っております。学校の先生の転勤によって部活ができなくなるというようなことを防ぎたいので、現在指導していただいている方と協働で指導していくシステムを作りたいと考えております。岩崎委員は保護者として何かご意見ございませんか。
- 岩崎委員 私のところは上二人の子どもが部活動ではなくて総合型スポーツクラブに在籍しておりましたので部活動の様子が把握できていないのですが、練習時間が短くなったのでスポーツ少年団と一緒に練習させてもらおうというようなことも実際あったようです。中学校の先生からは、本当は土日も一日中練習したいけど半日しかできないというもどかしさがあるという話も聞いたりするのでなかなか難しいなと感じております。総合型スポーツクラブは終日練習という形でしたので、そのあたりが部活動との温度差があるなと感じております。
- 川上教育長 競技によってもいろいろあると思います。野球であれば硬式野球、サッカーはクラブチームなどがかなり進んでいるのではないかと思います。それから競技によって盛んな地域とそうでない地域との差もあると思います。このあたりの整理がこれから始まるのではないかと考えております。学校がどこまで関わっていくのかということもテーマになってくるのではないのでしょうか。部顧問の責任問題も大きな課題であります。法的な整備や保障が十分ではないといった実態もあります。
- 教育総務課長 今回国が進めている部活動改革は中学校に限定されたものでございます。高校についてはまた後から考えるということでありました。
- 黒木委員 土日の部活動を外部指導者にお願いするという取り組みは、移行期間に入っていくということで理解してよろしいのですか。
- 川上教育長 確かに令和5年度から地域部活動を全国展開するとされておりますが、スポーツ庁や文部科学省の思い描いたとおりににはなかなかならないのではないかと考えております。それぞれの市町村の実態がございますので高鍋の実態にあったものを作り上げていきたいと考えております。中体連もいろいろな考えを持っていると思いますのでそれらとの調整も大変だと考えております。
- 四角目委員 中学校は日曜日とかの大会はあまりないのですか。そういった時の顧問との関係などが心配ですね。
- 川上教育長 現在国の補助を受けて配置している部活動指導員については、大会の引率もできるようになっておりますが、部活動指導員自体が引率をしたがらないという実態もござ

川上教育長 います。現状では、指導はしないけれども引率だけは教員が出張扱いで対応するといった形をとっております。

教育総務課長 現状でもバドミントンなどでは、全く先生方は関わっておりません。中体連主催大会以外の競技団体主催の大会であれば先生の引率も必要ありません。現在学校では、普通の部活動と校外部活動が混在している状況となっております。そのあたりの実態調査も行っていきたいと考えております。バドミントンなどはスポーツ少年団が運営母体でありますので、スポーツ少年団を主管する社会教育課とも連携してより良い部活動が行える体制を構築していきたいと考えております。

川上教育長 よろしいでしょうか。それでは承認について諮ってよろしいでしょうか。議案第4号「高鍋町部活動検討委員会設置要綱の一部改正について」はご承認いただけるでしょうか。

委員 はい。

川上教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。次に日程第7 議案第5号「高鍋町生涯学習推進会議設置要綱の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 はい。それでは議案第5号「高鍋町生涯学習推進会議設置要綱の一部改正について」提案理由を説明させていただきます。

本町における生涯学習の総合的、効果的な推進を図るため、関係機関・団体の連絡調整を行い、相互協力・機能分担体制を確立することを目的として、高鍋町生涯学習推進会議を設置しております。今回その設置要綱を一部改正するものでございます。

まず、改正の理由についてでございますが、要綱第3条の別表で推進会議の委員を定めております。今回、その委員について、構成団体の組織見直し等によりまして名称が変更となったものを正式な名称に改めるものでございます。

議案の最後のページをご覧ください。その表の左側が現行、右側が改正案となります。そちらの表にございます、「議会文教福祉常任委員長」を「議会文教産業建設常任委員長」に、「体育協会代表」を「スポーツ協会代表」に改正するものでございます。以上本案についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長 はい。只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑がないようですので承認について諮ってよろしいでしょうか。議案第5号「高鍋町生涯学習推進会議設置要綱の一部改正について」はご承認いただけるでしょうか。

委員 はい。

川上教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて日程第8 議案第6号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

教育総務課長 (事務局説明 小学校児童2件、中学校生徒4件について審議・いずれも認定)

川上教育長 続いて日程第9「通学区域外就学に関する専決処分について」、日程第10「区域外就学に関する専決処分について」、日程第11「特別支援学校へ就学する児童生徒について」、日程第12「県立・私立中学校への入学について」一括して報告させていただきます。事務局からの報告説明をお願いします。

教育総務課長 (事務局報告)

川上教育長 次の議案は秘密会といたしますので、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)
川上教育長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
委員 なし。
川上教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては3月3日に開催するという事
委員 しいでしょうか。
委員 はい。
川上教育長 ご異議なしということですので、次回定例会の日程は3月3日に決定いた
しました。
(社会教育課長退室)
川上教育長 日程第13 議案第7号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
※秘密会
川上教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いた
します。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 3 年 3 月 3 日

高鍋町教育委員会 教育長 川上 浩

高鍋町教育委員会 教育委員 小泉 桂一